

全L協保安元第89号
令和2年3月18日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類する
トンネルの通行の禁止又は制限について (お願い)

標記トンネルにつきましては、従来より道路法の規定に基づき危険物積載車両
(LPガス含む)の通行規制が実施されているところです。

この度、本法を受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より別添の
とおり、本年3月22日より首都高速道路(株)が管理する横浜北西トンネルの通行
規制を実施する旨の通知がありました。

なお、本通行規制は下記的高速道路においても実施されています。

つきましては、通行規制された高速道路を利用する会員及び関係者に対して、ご
周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・ 今回通知の首都高速道路の通行規制範囲の詳細URL

<http://www.shutoko.jp/use/restriction/dangerous/>

- ・ 上記以外の東日本高速道路、中日本高速道路、西日本高速道路、阪神高速道路の
通行規制範囲の詳細URL

<http://www.jehdra.go.jp/kiikenbutsu.html>

以 上

発信手段：Eメール
保安部：渡辺、橋本